

つがる市精神保健福祉ボランティア養成講座

市では精神障害者を理解し、精神保健福祉の活動や自殺予防活動等に参加したい方のために、ボランティア養成講座を開催します。(精神障害者を抱えているご家族は、講座とは別に家族教室を開催する予定です)

【平成21年度つがる市精神保健福祉ボランティア養成講座カリキュラム】

テ ィ マ ・ 内 容		開 催 日 時 ・ 場 所 ・ 講 師	
基 礎 講 座	〈ねらい〉 1. 「心が病む」とはどういうことなのかなどを専門家から学ぶ。 2. 精神保健福祉でのボランティア活動とは何か、どのような活動内容があるのかなどを知り、その役割と意義について考える。また、併せてプライバシーを守りあう大切さを学ぶ。 3. 当事者や家族の思いを知る。		
	●オリエンテーション 1. 精神疾患を学ぶ(2時間)～精神障害とは～	日 時：平成21年7月5日(日) 午前10時～12時30分 場 所：木造ふれ愛センター(JR木造駅2階) 講 師：藤代健生病院薬剤師 石田 悟 氏	
	2. つがる市の自殺対策と精神保健福祉の取り組み(1時間40分) 3. 当事者のミュージックベル演奏と、当事者からのメッセージ(20分)	日 時：平成21年8月9日(日) 午前10時～正午 場 所：木造ふれあいプラザ(JR木造駅隣の三角屋根) 講 師：●つがる市健康推進課 保健師 ●つがる市委託事業所地域活動支援センター「すみれ所長」 ●当事者と家族	
	4. 精神保健福祉ボランティアの役割(2時間30分) (1) 精神保健福祉ボランティアの役割と意義、プライバシーと人権 (2) 実践報告	日 時：平成21年9月20日(日) 午前10時～12時30分 場 所：木造ふれ愛センター(JR木造駅2階) 講 師：メンタルヘルスデザイナー 山崎 正子 氏 ※実践報告は精神保健福祉ボランティアメンバーより報告	
	5. 精神保健関係研修(最低8時間)	つがる市や県・保健所などでの研修に参加する(詳細は随時連絡します)	
傾 聴 講 座	〈ねらい〉 「聴く」と「聞く」ことの違いを学び、日頃、自分がどういう聞き方をしているかを振り返りながら、より良く「聴く」ことを学ぶ。		
	傾聴とはどういうことか？またなぜ傾聴か？(4時間)	日 時：平成21年11月15日(日)、12月13日(日) 午前10時～正午 場 所：木造ふれ愛センター(JR木造駅2階) 講 師：調整中	
体 験 講 座	〈ねらい〉 精神障害者が実際に就労する場を見学し、精神障害者にとっての就労とはどういうことか、どういう思いでいるかを学ぶ。また、様々な精神疾患の当事者と触れ合ってみる。		
	1. 施設見学(3時間) 2. デイケアの見学と模擬ボランティア(2時間)	日 時：平成21年10月23日(金) 午前9時30分～午後2時 見学場所：板柳町あいゆう工房 日 時：毎月第2・4木曜日(デイケア)、毎月第2・4月曜日(エールの日)の希望日 午前10時～正午 場 所：木造ふれあいプラザ(木造駅隣の三角屋根の建物) ※事前予約が必要です。	

申込締切：6月26日(金)まで

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 電話42-2111(内線302)

合 格 率 96 % 		平成21年度 6月生(夏期講習:同時受付中)	27年の実績と伝統! 受験研究会
(A) 小学1年～6年(算・国・英〈選択〉)〈1科目:4,000円〉 (B) 中学1・2年(英・数・国・理・社)〈必修〉〈15,000円〉 (C) 高校1・2年(英・数・現・古・漢文・生・化・物)〈1科目:12,000円〉 (D) 高校受験生(英・数・国・理・社)〈必修〉〈20,000円〉 (E) 大学受験生(センター対策・私立・英・数・現・古・漢文・生・化・物)〈1科目:12,000円〉 (F) 公務員初級・国家Ⅲ種コース (G) 看護医療系コース ◆英検5級～2級まで塾生は受講料免除となります。 ◆高校1・2年は「五高出身コース」「木高出身コース」「一般コース」あり		〒037-0016 五所川原市一ツ谷527-14 〈「赤～いりんごの並木道」通り〉 TEL:0173(34)9682 FAX:0173(34)7691	

＝ 情報公開制度の運用状況 ＝

市では、「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することになっています。この規定に基づいて、下表のとおり平成20年度の運用状況を公表します。

※実施機関は、表中に記載されている機関の他に選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会があります³、20年度は請求がありませんでした。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
市 長	1,027 (64)	1,026 (63)	1 (1)	0	0	0
教育委員会	3 (0)	0	3 (0)	0	0	0
合 計	1,030 (64)	1,026 (63)	4 (1)	0	0	0

※ () 内の数値は内数であり、任意公開の件数です

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111(内線348)

注意！

不審電話に 気をつけて

5月上旬から「東北電力」や「東北電気保安協会」を名乗って、個人情報聞き出すとする不審電話が青森県内で相次いでおります。

電話の内容は「お客様の電気の契約内容を見直しませんか」などで、昨年もこのような内容での不審電話が200件以上も報告されています。

東北電力では、お客様の個人情報を電話で問い合わせるようなことはございませんので、ご注意ください。不審と思われる電話があった場合は、一旦電話を切り、下記までご連絡ください。

東北電力コールセンター
フリーダイヤル 0120-175-466



平成21年 経済センサス・基礎調査

～7月1日は経済センサス・基礎調査～

全国すべての事業所及び企業が調査対象です。

調査票の内容を他人に話したり、調査した結果を統計法に規定された目的以外に使用することは、法律で禁止されています。

安心してご協力ください。



総務省統計局 都道府県
つがる市

CIR Column 国際交流員 コラム

マナーの違い

あるマナーは、どこでも同じだと言えるかもしれません。あまり良く知らない人と政治や宗教について話さないこと、電車内などの公の場所では、周りの人に迷惑をかけないことなど。しかし、ほとんどのマナーは、文化につながっていると思います。マナーを守ろうとしても、間違えてしまう人が少なくないでしょう。

例えば、国によって携帯電話のマナーが異なります。日本では、レストランや電車内で小さな声でも携帯電話を使うのは、マナー違反になるのでメールをする人を多く見かけます。アメリカでももちろん大きい声での会話はだめですが、日本ほど厳しくないと思います。二つの国の違いは、携帯電話料金の差にあり、日本は通話の方が高く、アメリカはメールの方が高いです。そのためアメリカでは、メールは高すぎるので使わないようにしている人がいることから、マナーに影響を与えている可能性があります。

もっとあいまいなマナの違いには「あいづち」があります。英語に訳しにくい言葉ですが、なんとか理解できます。面白いことは、「あいづち」についての気持ちです日本人とアメリカ人は正反対だと思います日本で「あいづち」を使わなかったら失礼ですが、アメリカでは、少しでも使いすぎたら、失礼になります。どちらの場合も話す人に対して「相手に話を聞いてもらえていない」という印象を与えてしまいます。日本での「あいづち」は「私はあなたの話を聞いています」という意味ですが、アメリカでは「私は言いたいことがあります」という意味になり、相手の話に割り込むものとしていると思われる可能性があります。私はよく「あいづち」を使い忘れたり、使いすぎたりしてしまいます。両方の文化の中で生活する人は本当に困りますが、細かい文化の違いを勉強したら、面白くて役に立ちます。

納税の公平性を保つために…

滞納処分として「差押え」を行っています

市では滞納者に対し、滞納処分として「差押え」を行っております。滞納処分をするためには費用もかかり、この費用は、様々な事業に使われるべき大切な市税から支出されています。期限を守り納税していただいている皆様との公平性を保つための処分ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

【滞納処分と対象者】

滞納処分とは、滞納者の意思にかかわらず職権により財産の調査を行い、差押え・換価（現金化）し換価代金をもって滞納税金に充当する一連の強制手続きです。

「再三の催告に応じない」「収入・財産があるにもかかわらず納付が無い」「納税誓約を交わしたにもかかわらず履行しない」などの滞納者が滞納処分の対象となります。

【滞納処分の流れ】

督促・催告：納期限までに納付がない場合は、「督促状」「催告書」などにより納税を促します。

財産調査：金融機関や勤務先など関係機関へ照会を行い、滞納者の担税能力や財産の有無、財産を現金化する価値の有無、権利関係などの調査を行います。これらの調査は、滞納者本人に事前の了解を得ることなく行うことができます。

差押え：財産調査で発見した滞納者の財産に対して差押えを行います。
（※差押えの対象は、「土地・建物・自動車などの資産」「預貯金・給与・生命保険金などの債権等」「手形・小切手などの有価証券等」）

換価：金銭債権は「取立て」、不動産等は「公売」により債権財産の換価を行います。

徴収権を移管：差押予告書を受け取ったにもかかわらず、自主的な納税が見られず放置された場合は、誠実性の無い滞納者と判断し、青森県や青森県市町村総合事務組合（※1）へ徴収権を移管する場合があります。

※ 1 青森県市町村総合事務組合

県内の37市町村が構成団体となり、県が支援団体となる特別地方公共団体（一部事務組合）。同組合には市町村からの滞納事案を受け、滞納処分などの滞納整理により、税金の徴収を専門に行う滞納整理課が設置されています。

つがる市では、毎年300件から400件を移管しております。徴収に関する一切の権限を移管することになりますので、つがる市での「納税相談」も受けることができなくなります。

【差押えをされると…】

- 不動産**→財産を処分することを禁止し、また、将来的に競売などに至った場合の債権を確保するため、登記簿上には市による「差押」を記載します。
- 預金**→原則として取引先の金融機関に対して即時徴収を行います。場合によっては、入金や引き出し、自動振替などができなくなることがあります。
- 給与**→勤務先に給与などの支払い状況の照会を行い、法に定められた生活保障費を残して差押えた後、雇用主から徴収します。

納期限内に納められないときは、 「納税相談」にお越しください。

病気やケガなどの不測の事態、失業、事業不振など、納期限内に納付が困難な場合は、詳しく生活の状況等を伺いながら、現状にあった方法を提案させていただいております。早めに収納課までご相談ください。督促状を放置して、催告書が無視しても延滞金が発生するだけで問題の解決にはなりません。

— 平成20年度滞納処分状況 —

（平成21年3月末現在）

- 給与・賞与等差押え 29件
- 交付金・還付金等差押え 318件
- 不動産競売等交付要求 29件

【問い合わせ先】

収納課42-2111（内線221）